

報告第 22 号

臨時代理した事件(名張市立中学校における注文弁当販売事業 補助金交付内規の一部を改正する内規の制定)の承認について

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規の一部を改正する内規の制定については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 4年11月 2日報告

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規の一部を改正する内規の制定について

1. 改正理由

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金について、物価の高騰の影響を受け、食材費及び光熱水費並びに感染症対策等に要する経費が更に上昇している状況に鑑み、補助金の額を改める。

2. 改正内容

販売した弁当の数に乗じる補助単価額を76円（現行：50円）とする。

3. 改正規定の適用

この内規は、令和4年10月1日から適用し、改正後の第4条及び様式第1号の規定は、同年4月1日以降に実施する事業について適用する。

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規の一部を改正する内規
名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規（令和4年9月1日制定）の
一部を次のように改正する。

第4条及び様式第1号中「50円」を「76円」に改める。

附 則

この内規は、令和4年10月1日から適用し、改正後の第4条及び様式第1号の規定は、
同年4月1日以降に実施する事業について適用する。

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規の一部を改正する内規新旧対照表

改正案	現行
<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、<u>76円</u>に、当該年度内に注文弁当販売事業により販売した弁当の数を乗じて得た額（当該額が、第2条第2項に規定する経費の額から注文弁当販売事業の実施により得た収入（補助金によるものを除く。）の額を減じて得た額を超える場合にあつては、当該額）とする。</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、<u>50円</u>に、当該年度内に注文弁当販売事業により販売した弁当の数を乗じて得た額（当該額が、第2条第2項に規定する経費の額から注文弁当販売事業の実施により得た収入（補助金によるものを除く。）の額を減じて得た額を超える場合にあつては、当該額）とする。</p>

改正案

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

名張市長 宛て

事業者名

所在地

代表者氏名

印

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付申請書

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金の交付を受けたいので、名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規（令和4年9月1日制定）第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、この補助金の交付を受けるに当たり、注文弁当販売事業補助金交付内規及び名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年名張市規則第4号）に定める事項に同意し、及び遵守することを誓約します。

記

1. 補助金の交付申請額

円

76円に、当該年度内に注文弁当販売事業により販売した弁当の数を乗じて得た額（当該額が、名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規第2条第2項に規定する経費の額から注文弁当販売事業の実施により得た収入（この補助金によるものを除く。）の額を減じて得た額を超える場合にあっては、当該額）

2. 添付書類

- ・事業計画書
- ・収支予算書

現行

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

名張市長 宛て

事業者名
所在地
代表者氏名 印

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付申請書

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金の交付を受けたいので、名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規（令和4年9月1日制定）第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、この補助金の交付を受けるに当たり、注文弁当販売事業補助金交付内規及び名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年名張市規則第4号）に定める事項に同意し、及び遵守することを誓約します。

記

1. 補助金の交付申請額

円

50円に、当該年度内に注文弁当販売事業により販売した弁当の数を乗じて得た額（当該額が、名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規第2条第2項に規定する経費の額から注文弁当販売事業の実施により得た収入（この補助金によるものを除く。）の額を減じて得た額を超える場合にあっては、当該額）

2. 添付書類

- ・事業計画書
- ・収支予算書